

議題 2 地域包括支援センター及び運営協議会について

○地域包括支援センターについて

1 地域包括支援センターとは（法的根拠）

介護保険法（第 115 条の 46）

（地域包括支援センター）

第 115 条の 46 地域包括支援センターは、第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第 115 条の 45 第 2 項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする

2 名称・担当地区（白井市地域包括支援センター運営事業実施要綱より）

名称	位置	担当地区
白井中央地域包括支援センター	白井市復 1123 (保健福祉センター1 階)	白井第一小学校・白井第二小学校、七次台小学校、桜台小学校の区域
西白井駅前地域包括支援センター	白井市清水口 1-2-1 (西白井複合センター1 階)	白井第三小学校、大山口小学校、清水口小学校の区。
白井駅前地域包括支援センター	白井市堀込 1-2-2 (白井駅前センター1 階)	南山小学校、池の上小学校の区域

3 職員の配置（白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例）

センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、常勤の職員として主任ケアマネジャー等 1 名、社会福祉士等 1 名、保健師等 1 名

4 地域包括支援センターの具体的な事業業務

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

① 第 1 号介護予防支援事業（第 115 条の 45 第 1 項第 1 号）

要支援者及び事業対象者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業、第 1 号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助（ケアマネジメント）を行う事業。

(2) 包括的支援事業

① 総合相談支援事業（第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うもので、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行う。

② 権利擁護事業（第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うもので、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図る。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援、サービス計画（ケアプラン）の検証等を行うもので、地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例や指定介護予防支援等への指導・助言を行う。

地域ケア会議の実施

医療・介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長など地域の多様な関係者が協働し、介護等が必要な高齢者が住み慣れた住まいでの生活が継続できるよう地域全体で支援するために開催する。

※このほか、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業の実施主体との間で緊密に連絡・調整できる体制を確保することが必要。

(3) 指定介護予防事業

要支援 1・2 と認定された者のうち予防給付を利用するものに対する介護予防支援（ケアマネジメント）業務。

○地域包括支援センター運営協議会について

1 地域包括支援センター運営協議会とは（法的根拠）

地域包括支援センターの設置者については、「包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。」（法第 115 条の 46 第 5 項）とされており、市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例で、「白井市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。」と定めています。

センターの設置及び運営に関しては、運営協議会が関与すべきことを規定しており、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターが適切、公正かつ中立に運営されているかを協議等する場となります。

（白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例）

（基本方針）

第 3 条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、白井市地域包括支援センター運営協議会（白井市附属機関条例（平成 24 年条例第 24 号）別表に定める白井市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「地域包括支援センター運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

2 運営協議会構成員

（厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」より抜粋）

運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村長が選定する。

- ① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員等）
- ② 介護保険の被保険者（第 1 号及び第 2 号）
- ③ 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- ④ 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者

なお、運営協議会には会長を置くこととし、会長は、構成員の互選により選任する。

3 所掌事務（上記通知抜粋）

運営協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

（1） センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

- ① センターの担当する圏域の設定
- ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
- ③ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施
- ④ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等
- ⑤ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

（2） センターの職員配置基準に関すること ※白井市は適用なし

- ① センターの職員配置基準について常勤換算方法を適用すること
- ② センターの職員配置基準について施行規則第140条の66第1号ロに定める複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することを適用すること（効果的な包括的支援事業等の実施のための各センターの役割分担やICTの活用を含めた情報共有・相互支援等の手法等を含む。）
- ③ センターの職員配置基準について施行規則第140条の66第1号ハに定める小規模自治体等における特例を適用することセンターの担当する圏域の設定

（3） センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること ※白井市は適用なし

運営協議会は、一部委託の内容が適切かどうか、次に掲げる事項等をもとにセンターの設置者に対して意見を述べるものとする。

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間
- ③ 事業を担当する職員の職種及び員数センターの運営に関すること。

（4） センターの行う業務に係る方針に関すること。

運営協議会は、センターの運営方針及び総合相談支援事業の一部委託方針の内容の適切性や見直しの必要性等について、市町村に対して意見を述べるものとする。

(5) センターの運営に関すること。

- | |
|---|
| <p>① 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">イ 当該年度の事業計画書及び収支予算書ロ 前年度の事業報告書及び収支決算書ハ その他運営協議会が必要と認める書類 <p>② 運営協議会は市町村の評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、別に定める指標を踏まえて市町村が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。</p> <p>③ 上記のほか、市町村が必要と認めるもの</p> |
|---|

(6) センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間で調整を行う。
--

(7) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

4 事務局（上記通知抜粋）

運営協議会の事務局は、市町村に置く。

5 会議の運営（上記通知抜粋）

運営協議会の開催方法については、対面による開催に限らず、ICT等を活用した遠隔での開催や書面開催等地域の実情に応じて柔軟に取り扱うことができる。

6 厚生労働省Q&Aより

Q 運営協議会の位置づけ及び市町村との関係は。

A センターの設置・変更・廃止などに関する最終的な決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は、市町村がこうした決定を行うに際して、センターの円滑かつ適正な運営を図るため、事業者・職能団体や被保険者などから意見を聴取する「場」である。すなわち、運営協議会は、実際に行政の執行権限を持ち、自ら決定するような機関というものではなく、市町村の適切な意思決定に関与するものである。

地域包括支援センターの体制整備等（令和6年4月1日施行）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○	○	○	○

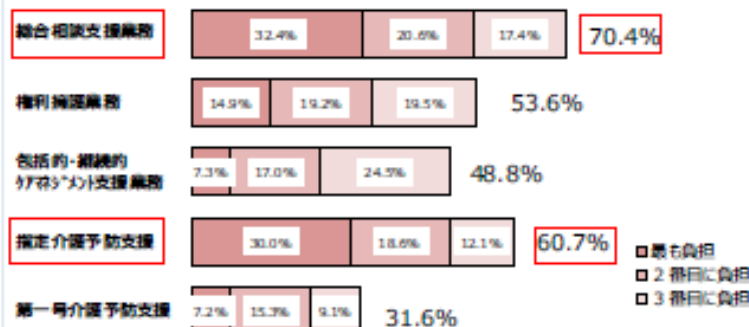
改正の趣旨

- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

改正の概要・施行期日

- 要支援者を行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。
- 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所等は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。
- 施行期日：令和6年4月1日

負担に感じる業務（上位3つまで） ※1037センターからの調査を基に



地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			○

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合計して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。**

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定） 4【厚生労働省】(30)介護保険法
 (vii) 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



（圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す）

- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			○

○ また、総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のブランチやサブセンターとしての活用を推進することが適当である。総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。

- ① 一部委託を受けることのできる者について、指定居宅介護支援事業者のほか老人介護支援センターの設置者などを定める。
- ② 委託型センターが一部委託を行う際は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で所定の事項を届け出ることとする。
- ③ 一部委託を受けた者は市町村が定める包括的支援事業の実施方針に従い事業を実施することとなるが、市町村直営型センターが一部委託を行う際の実施方針として示すべき内容を定める。

市町村

包括的支援事業の一括委託
包括的支援事業の実施方針

地域包括支援センター

④ 総合相談支援事業の一部委託
包括的支援事業の実施方針
(一時的な確保)

指定居宅介護支援事業者等

一部委託を受けることのできる者
(介護保険法施行規則の改正④)

- ・ 指定居宅介護支援事業者
- ・ 老人介護支援センターの設置者
- ・ 一部事業組合又は広域連合を組織する市町村
- ・ 医療法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人
- ・ その他市町村が選定と認めるもの
(地域包括支援センターの設置者を除く。)

① あらかじめ意見を聞く
② 意見
③ あらかじめ届出

一部委託する事業に関する
・ 事業所の名称及び所在地
・ 事業の内容、期間、担当区域、営業日・時間
・ 担当職員の職種及び員数

一部委託の際の所要の手続
(介護保険法施行規則の改正④)

運営協議会

市町村

地域包括支援センター

意見 ↑

運営協議会

総合相談支援事業の一部委託

一部委託する総合相談支援事業の実施方針

実施方針に示すべき内容（介護保険法施行規則改正⑥）

- ① 地域包括ケアシステムの構築方針
- ② 重点的に行うべき業務の方針
- ③ 関係者とのネットワーク構築の方針
- ④ 市町村との連携方針
- ⑤ 公正性及び中立性確保のための方針
- ⑥ 運営協議会が必要であると判断した方針

（一体性の確保）

指定居宅介護支援事業者等

介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与

